

1-9 災害復旧対策資金（一般枠）

■目 的	災害等により事業活動に支障を生じている中小企業者等に対し、資金の融通を円滑にし、災害の早期復旧を促進し経営の安定に資することを目的とします。										
■融資の対象	「災害救助法」の適用を受けたもの又はこれに準ずる災害として知事が特に認めたものとして、知事が指定した災害により被害を受けた中小企業者等で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 施設・設備等の損壊が発生していること (2) 取引先の被災等で、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少していること										
■認定について	次のとおり認定を受けるものとします。 (1) 「施設・設備等の損壊が発生していること」については、様式第2号の1「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」を市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長に提出し、認定書の交付を受けてください。（市町村長が発行する罹災証明書の交付を受けた中小企業者等は、その証明書をもって当該認定書に代えることができます。） (2) 「最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少していること」については、様式第2号の2「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」を、知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長に提出し認定書の交付を受けてください。										
■取扱期間について	災害発生日から3か月間とします。ただし、特別の事情がある場合は、知事が別に定めるものとします。										
■資金使途	災害復旧に要する運転資金及び設備資金										
■融資条件	<table border="1"> <tr> <td>限 度 額</td><td>一災害 5,000万円（ただし、一企業につき2億8,000万円までとする。）</td></tr> <tr> <td>利 率</td><td>年 1.60%以内 ※災害関係保証が適用となる場合は年1.55%以内</td></tr> <tr> <td>償 還 期 間</td><td>・運転資金 10年以内（据置2年以内） ・設備資金 10年以内（据置2年以内）</td></tr> <tr> <td>償 還 方 法</td><td>原則として月賦均等返済</td></tr> <tr> <td>保証人・担保</td><td>・保証人 原則として法人代表者以外は不要 ・担 保 必要に応じて徴求</td></tr> </table>	限 度 額	一災害 5,000万円（ただし、一企業につき2億8,000万円までとする。）	利 率	年 1.60%以内 ※災害関係保証が適用となる場合は年1.55%以内	償 還 期 間	・運転資金 10年以内（据置2年以内） ・設備資金 10年以内（据置2年以内）	償 還 方 法	原則として月賦均等返済	保証人・担保	・保証人 原則として法人代表者以外は不要 ・担 保 必要に応じて徴求
限 度 額	一災害 5,000万円（ただし、一企業につき2億8,000万円までとする。）										
利 率	年 1.60%以内 ※災害関係保証が適用となる場合は年1.55%以内										
償 還 期 間	・運転資金 10年以内（据置2年以内） ・設備資金 10年以内（据置2年以内）										
償 還 方 法	原則として月賦均等返済										
保証人・担保	・保証人 原則として法人代表者以外は不要 ・担 保 必要に応じて徴求										

信用保証	信用保証付 信用保証料 年 1.00%以下 ※災害関係保証が適用となる場合は年0.70%
------	---

■融資申込

「災害復旧対策資金融資対象認定書」又は罹災証明書を添付の上、取扱金融機関所定の手続により申込みものとします。

※融資申込書は、取扱金融機関所定のものを使用

■事務の流れ

